

仕 様 書

1 業務名

令和8年度広島市立保育園等医療的ケア委託業務（単価契約）

2 目的

医療的ケアを必要とする園児が在園する広島市立保育園及び認定こども園（以下「保育園等」という。）に保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条又は第8条により認定を受けた看護師又は准看護師（以下「看護師」という。）を必要に応じて配置し、当該園児が保育を受けることができるよう支援することを目的とする。

3 履行場所

温品保育園	広島市東区温品五丁目8番1号
戸坂保育園	広島市東区戸坂千足二丁目10番2号
わかくさ保育園	広島市東区光町二丁目15番42号
青崎保育園	広島市南区向洋本町1番22号
皆実保育園	広島市南区皆実町一丁目15番2号
仁保保育園	広島市南区仁保一丁目1番11号
原保育園	広島市安佐南区西原三丁目9番19号
山本保育園	広島市安佐南区山本四丁目12番4号
口田保育園	広島市安佐北区口田南四丁目33番20号
千同保育園	広島市佐伯区千同二丁目10番1号

その他、必要に応じて発注者と受注者の協議により決定する。

4 委託期間

(1) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(2) 配置日

契約締結の日から令和9年3月31日までの保育園等の開園日のうち必要があると認めた日

(3) 配置時間

原則、対象園児が登園から降園までの時間とし、園外保育も含むものとする。

5 業務委託内容

保育園等に看護師を配置し、医療的ケア及びこれに付随する以下の業務を安全に実施する。

- (1) 保育時における園児に対する主治医の指示に基づく医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養、導尿、人工呼吸器の管理、気管切開部の管理等）の実施に関する業務
- (2) 前号の業務の遂行に必要な始業時及び終業時における園児の保護者及び担任との引継ぎに関する業務
- (3) 前2号の業務の遂行に必要な健康観察等に関する業務
- (4) 第1号の業務の遂行に必要な主治医との連絡調整に関する業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、本市看護師への助言・相談対応等、発注者及び配置園の園長が本業務を適切に実施するために必要と認める業務

6 看護師の配置

- (1) 看護師として、心身ともに健康で業務に耐え得る体力のある者で、「保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）」第7条又は第8条による認定を受けた、事業所の直接雇用の看護師又は准看護師を必要に応じて配置すること。
- (2) 看護師が使用する服装は、看護師として適切な服装とし、受注者が用意する。
- (3) 業務の遂行に必要となる物品は、受注者が用意する。ただし、個人に属する消耗品については、発注者及び対象園児の保護者が用意する。
- (4) 原則として、対象園児一人一人に対して同じ看護師を配置すること。同じ看護師を配置することが難しい場合は、発注者と受注者で協議の上、対応を決定するものとする。
- (5) 本業務に従事する看護師が事故などで欠けた場合には、代替の看護師を配置すること。

7 提出書類

- (1) 「令和8年度広島市立保育園等医療的ケア委託業務（単価契約）従事看護師名簿」（様式1）及び看護師免許証の写し
- (2) 看護師業者賠償責任保険の契約書の写し（委託期間中の賠償責任に対応する契約であること。委託期間途中で契約更新する場合は、契約更新締結後に速やかに追加提出すること。）
- (3) 委託業務実施計画書（特に様式は定めない。）

8 打合せ

業務の実施にあたって、受注者は発注者と綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等について相互に確認する。

9 報告等

- (1) 実施報告
受注者は、毎月の「令和8年度広島市立保育園等医療的ケア委託業務（単価契約）実績報告書」（様式2）を翌月10日までに発注者へ提出すること。（様式2のうち、2-2は必要に応じて提出すること。）
- (2) ヒヤリハット等の報告
ヒヤリハット等発生の際は、速やかに電話又は口頭で発注者及び配置園の園長に連絡・報告するとともに、発生から一週間以内に発注者へ「医療的ケア ヒヤリハット等報告書」（様式3）を提出すること。
- (3) その他の報告
受注者は、次の場合においては、発注者に連絡又は報告すること。
ア 業務計画の内容に変更の必要が生じたとき。
イ 業務の実施が著しく困難となる事情が生じたとき。
ウ 従事看護師に変更の必要が生じたとき。
エ その他、連絡が必要と認められる事項が生じたとき。

10 実績報告書の確認等

- (1) 発注者は、「9 報告等（1）実施報告」による「令和8年度広島市立保育園等医療的ケア委託業務（単価契約）実績報告書」（様式2）が到達した日から起算して10日以内に、履行を確認する。
- (2) 受注者は、前項の履行の確認をし、不適切な場合は直ちに委託業務の履行等必要な措置を講じるものとする。

11 委託料の支払い

- (1) 受注者は、「9 報告等 (1) 実施報告」による履行を確認後、契約書記載の区分に応じて委託料の支払いを請求するものとする。
- (2) 発注者は、前号の規定による請求を受けた時は、契約書に記載する日までに受注者に委託料を支払うものとする。

12 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

13 再委託

受注者は、業務の全部または一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

14 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱・管理に十分留意すること。

15 委託変更

発注者は、次の各号に掲げる場合は、業務委託の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により委託金額に変更を生じる場合
- (2) 委託期間の変更を行う場合
- (3) 発注者と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合
- (4) その他、発注者又は受注者との協議で決定された事項

16 委託事業所

- (1) 法人登記をしていること。
- (2) 「介護保険法(平成9年法律第123号)」第70条又は「健康保険法(大正11年法律第70号)」第89条による指定を受けた事業者(指定訪問看護事業者)であること。
- (3) 広島市内に事業所等を有し、広島市及び保育園等と速やかに連絡調整が取れること。
- (4) 事業者として年間を通じて、保育園等に看護師を派遣することが随時可能であること。

17 疑義等

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、本市職員と協議のうえ、決定するものとする。